

政令 第七十八号

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。